

第 11 回 退院支援・医療介護連携部会報告書

日 時	令和 2 年 2 月 21 日 (金) 19:00~20:15	
場 所	高松市医師会館 2 階大会議室	
出席者	■ 吉澤委員長 ■ 松本部長 ■ 岡委員 □ 片山委員 ■ 林委員 □ 香西委員 ■ 田中委員 ■ 辻委員 ■ 永岡委員 ■ 坂東委員 ■ 古川委員 ■ 三宅委員 ■ 和田委員	11 名
事務局	高松市医師会 山地氏、真鍋氏 長寿福祉課 徳重主幹、長樂係長、山崎保健師長	5 名
議 題	1 第 3 回 医療介護連携ミーティングの開催について 2 高松市入退院支援ルール (案) について 3 その他	
結 果	<p>1 第 3 回 医療介護連携ミーティングの開催について</p> <p>○コロナウイルス感染拡大防止のため、様々な研修会等が中止・延期している。ミーティングの開催についてはどのように判断するか。 →現段階では開催の方向で準備を進める。国の動向等見ながら、開催が難しければ、3月の部会の前後で市と医師会で開催の可否を決定する。</p> <p>2 高松市入退院支援ルール (案) について</p> <p>○松本部長より、診療報酬改定の骨子について、入退院支援に関連する部分の説明がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I-4 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、①医療機関における業務の効率化・合理化の退院時共同指導料 1 及び 2 の部分に、記録物が重複しないように記載されている。 ・ I-4 業務の効率化に資する ICT の利活用の推進、②情報通信機器を用いたカンファレンス等の推進の退院時共同指導料の部分に、リアルタイムで画像を介したコミュニケーションが可能な機器を用いて共同指導をした場合でも算定可能と記載されている。(松本部長) K-MIX のフェイスタイムなどのイメージ。 ・ III-4 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価、②入院時支援加算の見直しの部分に、入院前に患者の全体像を把握 (A~K の全実施) し、療養支援計画を立てた場合は入院時支援加算 1、一部実施の場合は入院時支援加算 2 を算定できると記載されている。計画書は、入院前に入院先の病棟職員と共有し、入院前又は入院日に患者又はその家族等に交付するとなっている。また、薬剤師や管理栄養士との連携についても記載がある。 ・ これを誰が行うか。専従と専任といった規定がある。入院前の専従スタッフは存在しているのか。 ・ 大きな総合病院だと、予定入院の患者が多いので、専従のスタッフがいる。 ・ 薬剤師としては、病院との連携について、今までより手厚くなった印象。「多職種の会議に出席する」と記載があるが、どのような会議を指すのかは不透明。しかし、今後、 	

重要になってくと思う。

- ・以前は診療情報提供料がなかったが、今回追加になる。歯科や栄養士の加算がたくさんついている印象もある。県内で栄養士の訪問はあるのか。
- ・あまり聞いたことがない。
- ・介護報酬の改定はその次だが、何か草案は出ているのか。
- ・居宅介護支援費の自己負担導入については回避されたとのこと。別の部分での減算は考えられる。

○入退院ルール（案）の確認と修正について

3 目的

- ・「様々なケア」→「様々な医療・介護」に変更。

7 入退院支援の流れとポイント（本文）

- ・日頃からの備え（入院前）の部分に「利用者本人は」と主語を入れる。
- ・「予定入院の場合については、事前に連絡をする」という一文を入れる。
- ・「①入院時の連絡」→「①入院の連絡」に変更。
- ・「入院～3日以内」→「入院決定～入院後原則3日以内」に変更。
- ・【担当ケアマネジャーがいない場合】は⑥退院時・退院後の情報共有の後に変更。
- ・⑤退院前調整の部分に退院時共同指導というのが、「ビデオ会議も可能」と今後表記できる可能性もある。今回記載するかどうかについては、正式に診療報酬が出てから要検討。

7 入退院支援の流れ（イラスト）

- ・日頃の備えの部分に、「入院等の際に速やかに情報提供ができるよう、日頃から準備しておく」の一文を入れる。

8 医療と介護のスムーズな連携のための7か条

- ・流れが良いように、順番を変更する。

9 利用者のご家族の皆さまへ

- ・ルールの途中に入れるのではなく、別添としてはどうか。

10 入退院支援情報共有シート（案）

- ・MCSについては、他の有料システムについて、特に検証はしていない。医師会のネットワークでもMCSの研修会を開催し、市内で実際に使用している医師に報告いただく予定なので、とりあえず医療用SNSの活用を検討している人には勧めることとする。

全体

- ・便利帳に記載している多職種イラストの使用可能か？統一感があって良いと思う。
- ・ケアマネが途中で変更になった場合はどうするのか？
- ・変更があれば、事業所から連絡があると思う。基本的には事業所が対応すべき。
- ・入院する際は、ケアマネ名も含めて、毎回情報を記入してもらっている。介護保険証でも確認するが、持っていない人もいる。
- ・入院すれば、退院調整の担当者がケアマネと連携を取っていくと思うが、入院前から計画をするとなると、事前に施設等に連絡するようになるのか？患者自身にケアマネに伝えておくよう助言するので良いのか？現状としては、問い合わせがあれば、答えている。
- ・最終的に厚労省から、Q&Aも含めてどのような形で診療報酬が出てくるかになると思うが、今でも入院前にケアマネジャーから連絡が入ることもあり、いつから連絡を

取り合うかについては、多少幅があっても良いと思う。現状、情報収集の期日を規定してしまうと、逆に窮屈になるかなと感じる。

- ・高住や有料老人ホームに入居している人で、ケアマネが施設の人でない場合は、連絡をするのがケアマネと施設の二本立てになり、調整に時間がかかることがある。
- ・基本的には、最初ケアマネに連絡いただけるとありがたい。
- ・原則、ケアマネに連絡するようにするが、状況に合わせて臨機応変に対応するようになると思う。
- ・大きい病院からの情報提供に返信をすると、今まで点数にならなかったのがなるように変更している。地域包括ケア病床の利用に関する加算については、大きい病院を退院後、一日でも自宅に帰ったり、ショート利用しないと算定できない。

3 その他

- 便利帳に記載している多職種のイラストを使用可能か、作成業者に確認する。
- 診療報酬について、職能毎にルールに反映した方が良いことがあればまとめておく。
- 第12回退院支援・医療介護連携部会日程について
日時：3月13日（金）19：00～20：00
場所：高松市医師会
内容：第3回医療介護連携ミーティングの開催について